

国立大学への入学時における保証人契約の適正化 に関する実態調査

<ポイント>

国立大学への入学時において求められる保証人契約について、令和3年2月現在、以下の実態が明らかになった。このため、改善が図られるよう文部科学省に通知

- 学生の保証人に求める内容を保証書等に具体的に示していないもの
- 民法改正に伴う保証人契約における極度額の記載に対応していないもの

<経緯>

- 1 四国行政評価支局（以下「四国支局」という。）は、入学する際に求められる保証書の保証内容が抽象的でどこまで保証するのか分からず不安だとの行政相談を受付
- 2 四国支局は、四国の国立大学等に対して適切な措置を講ずるようあつせん
- 3 これを受け、本省行政評価局は、全国の状況を調査。その結果、四国と同様の実態がみられたため、各大学において適切な措置を講ずる必要がある旨を示すよう、文部科学省に対し通知

○ 調査結果概要

○保証書等の書面上では、学校が求める具体的な保証内容が不明なもの

(全国 15 校 28 事例 (うち、四国支局の事例 9 校 17 事例))

- ・ 学校は保証人に対し、授業料等の納付などの金銭保証や、退学願等の同意などの学生の身上に係る役割を求めるとしているが、保証書等の書面上では、「本人在学中に生じた一切の義務」との抽象的な記述となっているものなど

○保証契約の種別に係る学校の認識が、保証書等の記述と異なっているもの

(全国 7 校 9 事例 (うち、四国支局の事例 5 校 7 事例))

- ・ 授業料等の金銭債務の保証について、学校は「保証人」よりも責任の重い「連帯保証人」と認識しているが、保証書等の署名欄等では「保証人」と記載しており、紛らわしいものなど

○改正民法に未対応（極度額の記載なし）となっているもの

(全国 13 校 22 事例 (うち、四国支局の事例 9 校 17 事例))

- ・ 極度額（保証人が支払の責任を負う金額の上限）を記載していない民法改正前の保証書等を用い、保証契約が無効となっているものなど

(注) 上記のうち、四国支局については、令和 2 年 10 月現在の状況を調査したものである。

(参考) 国立高等専門学校及び国立大学への入学手続き時に求められる保証人に対する保証内容の具体化－四国地域行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－

(令和 3 年 1 月 27 日 四国行政評価支局)

<本文> https://www.soumu.go.jp/main_content/000730080.pdf

<事例集> https://www.soumu.go.jp/main_content/000734712.pdf

調 査 の 結 果

1 調査の趣旨・目的

- 先般、総務省四国行政評価支局（以下「四国支局」という。）において、国立高等専門学校（以下「国立高専」という。）に入学する際、保護者及び保護者以外の者が保証人として署名する保証書の内容が抽象的で、何についてどこまで保証することになるのか分からず不安であるので、保証内容を具体的に示してほしいとの行政相談を受けた。
- 四国支局は、類似事案を把握する必要があるとの四国地域行政苦情救済推進会議（以下「推進会議」という。）の意見を踏まえ、四国内全ての5国立高専及び5国立大学の計10校を調査した。その結果、保証書等の書面上では学校が求める具体的な保証内容が不明なものや、改正民法に対応していない無効となる保証契約（保証の上限額が未記載）を締結しているものなどの事例がみられた。
- 推進会議における「学校は、保証人に求める保証内容が分かるよう、保証書等にその内容を具体的に記載する必要がある。」との意見を踏まえ、四国支局は国立高専及び国立大学に対し、保証人に求める保証内容を具体的に記載することや、無効な保証契約については改めて保証契約を締結することなどの措置を講ずるよう、あっせんを行った。
- 当該あっせんと踏まえ、全国の国立高専を設置している国立高等専門学校機構は、保証書等の標準様式を作成・通知するとともに、あっせんと踏まえた対応をとるよう各国立高専に通知を行う予定としている。
- このため、本省行政評価局は、四国以外の国立大学における入学手続き時に求められる保証人契約に関する課題の有無について調査を実施した。

2 調査結果

四国支局が調査した国立の高専及び大学では、入学手続き時に保証人等に対し、保証書等の提出を求めていた。一方で、四国以外の国立大学では保証書等の提出を求めていない大学もみられた。

保証書等で保証人に対し求める内容は、

- ① 授業料、寄宿料、損害賠償など、金銭債務の保証に関するもの
 - ② 学生に学則等を遵守させることや、退学等の申請時に同意することなど、学生の身上に係る役割に関するもの
- に大別することができる。

今回、新たに四国以外の国立大学を計15校選定し、入学手続き時に求められる保証人に対する保証内容を調査した上で、全国の実態を整理したところ、次のような状況（※）がみられた。

（※）四国支局が調査し、令和3年1月27日に公表済みの事例が含まれる。

(1) 保証書等への保証内容の記述状況

① 書面上では学校が求める具体的な保証内容が不明なもの

※以下の事例で「保証人が署名する保証書等（誓約書）の記述（抜粋）」欄の下線は、当局で付した。

全国：15校 28事例

（うち、四国支局の事例：9校 17事例）

<事例1>

学校は保証人に対し、授業料の納付、不法行為等による損害賠償などについての金銭保証や、身分異動（退学願等）の同意などについての学生の身上に係る役割を求めるとしている。しかしながら、保証書等の書面上では、「本人在学中に生じた一切の義務」との抽象的な記述となっており、学校が求める具体的な保証内容が分からない。

保証人が署名する保証書等（誓約書）の記述（抜粋）	学校が当該保証書等で保証人に求めるとしている保証内容（主なもの）
このたび上記の者が、貴校に入学を許可されましたので、 <u>在学中は、学則その他の諸規則を守らせる</u> ことはもちろん、 <u>学籍を離れた後も、</u> <u>本人在学中に生じた一切の義務を、私が責任をもって</u> <u>履行することを保証</u> いたします。	<金銭債務の保証> <ul style="list-style-type: none"> 授業料及び寄宿料の納付 不法行為等により学校が被った不特定の損害の賠償 <学生の身上に係る役割> <ul style="list-style-type: none"> 身分異動（休学願、復学願、退学願等）の同意 緊急時の連絡対応

<事例2>

学校は、保護者（保証人）欄への署名をもって、保護者の連絡先を把握することとしている。しかしながら、保証書等の書面上では、同欄に「保護者（保証人）」と記載されていることから、保証人として何らかの責任を求められているとの誤解を招くおそれがある。

保証人が署名する保証書等（入寮願書）の記述（抜粋）	学校が当該保証書等で保証人に求めるとしている保証内容（主なもの）
保護者（保証人） 氏名 住所 携帯電話番号	<金銭債務の保証> なし <学生の身上に係る役割> なし

（注） 保護者（保証人）欄への署名をもって、保護者の連絡先を把握

<事例 3>

学校は保証人に対し、寄宿料納付についての金銭保証や、入寮に係る同意などについての学生の身上に係る役割を求めるとしている。しかしながら、保証書等の書面上では、「身上に関わること並びに寄宿料の滞納など、本人に関して生じた一切の責任」との抽象的な記述となっており、学校が求める具体的な保証内容が分からない。

保証人が署名する保証書等（誓約書）の記述（抜粋）	学校が当該保証書等で保証人に求めるとしている保証内容（主なもの）
私は、上記の者に 学則及び学生宿舎に関する諸規則を遵守させるとともに、 <u>身上に関わること並びに寄宿料の滞納など、本人に関して生じた一切の責任を引き受けます。</u>	<金銭債務の保証> ・ 寄宿料の納付
	<学生の身上に係る役割> ・ 入寮に係る同意、本人が意思表示できないとき（死亡、意識不明、行方不明）の代理申請

<事例 4>

学校は保証人に対し、寄宿料等の納付、施設・設備等の原状回復費用の弁償についての金銭保証や、インフルエンザ等罹患時の連絡対応などについての学生の身上に係る役割を求めるとしている。しかしながら、保証書等の書面上では、学生本人が寮規則を守ることなどを、保証人連署をもって誓約する記述となっており、学校が求める具体的な保証内容が分からない。

保証人が署名する保証書等（誓約書）の記述（抜粋）	学校が当該保証書等で保証人に求めるとしている保証内容（主なもの）
入寮するにあたり、 <u>寮規則及び下記事項を守ること</u> を誓約します。 1 <u>自習時間は、勉学に専念することを約束します。</u> 2 <u>他者への迷惑行為をしないことを約束します。</u> 3 <u>同室者及び他の寮生とのコミュニケーションに努めます。</u> 4 <u>部屋割に関するクレームは申しません。</u> (※ 学生本人の誓約)	<金銭債務の保証> ・ 寄宿料及び寮生の生活上必要な経費（寮生交流事業費等）の納付 ・ 施設・設備等の原状回復に必要な費用の弁償
	<学生の身上に係る役割> ・ 入寮願・退寮願・在寮免除願への連署 ・ インフルエンザ等の疾病罹患時の連絡対応及び自家用車等による送迎

② 保証契約の種別に係る学校の認識が、保証書等の記述と異なっているもの

全国：7校9事例
(うち、四国支局の事例：5校7事例)

【保証契約の種別に係る民法上の取扱いについて】

「保証人」と「連帯保証人」とでは責任の範囲が大きく違い、「連帯保証人」の方が重い責任を課される。

保証人（普通保証契約）

(催告の抗弁権（民法第452条）)

債権者が保証人に債務の履行を求めた場合、まず主たる債務者に催告するよう請求できる権利

(検索の抗弁権（民法第453条）)

債権者が保証人に債務の履行を求めた場合、主たる債務者に弁済の資力があること等を証明した上で、まず主たる債務者の財産について執行するよう請求できる権利

(分別の利益（民法第456条及び第427条）)

保証人が複数人いる場合、主債務の額を等しい割合で分割した額について保証債務を負担

連帯保証人（連帯保証契約）

催告の抗弁権、検索の抗弁権、分別の利益なし

<事例1>

保証書等の書面上では「保証人」と記載しているが、学校は「保証人」よりも責任の重い「連帯保証人」と認識している。

保証書等で2人の保証人を求めており、1人目の保証人は「保証人」、2人目の保証人は「連帯保証人」と記載している。保証書等の書面上では、1人目の保証人との保証契約は普通保証契約、2人目の保証人との保証契約は連帯保証契約に該当するものとみられる。しかしながら、学校は、双方の保証人とも連帯保証契約を締結するものと認識しており、学校が求める保証責任が保証書等の記述と異なっている。

<事例2>

保証書等の書面上では「連帯保証人」と記載しているが、学校は「保証人」と認識している。

保証書等に「連帯保証人」と記載しており、書面上では、保証人との保証契約は連帯保証契約に該当するものとみられる。しかしながら、学校は、普通保証契約を締結するものと認識しており、学校が求める保証責任が保証書等の記述と異なっている。

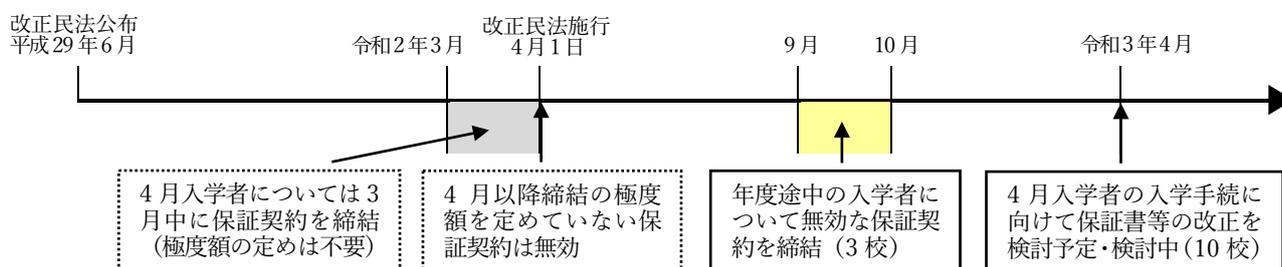
(2) 改正民法への対応状況（極度額の記載）

【民法改正に伴う個人根保証契約の保証人の責任等の見直し】

金銭債務に係る保証については、民法改正（平成 29 年 6 月 2 日公布、令和 2 年 4 月 1 日施行）により、保証人の保護の観点から、〇〇円などと極度額（保証人が支払の責任を負う金額の上限）を定めていない個人根保証契約（注）は無効とされた。

なお、学校が保証人に保証を求める授業料や寄宿料などの金銭債務については、個人根保証契約に該当するとされている。

（注）一定の範囲に属する不特定の債務について、個人が保証する契約。例えば、保証人となる時点では何期分、何年間分の授業料となるのかなど現実にどれだけの債務が発生するのが不明確であり、どれだけの金額の債務を保証するのが分からないケース



① 改正民法の施行後に、無効となる保証契約を締結しているもの

全国：3 校 3 事例

（うち、四国支局の事例：3 校 3 事例）

<事例>

学校は保証人に対し、入学料及び授業料の納付についての金銭保証を求めているが、改正民法施行後の令和 2 年 9 月に入学した学生（11 人）の保証人との間で、極度額が定められていない保証書等を用い、無効となる保証契約を締結している。

なお、無効となる保証契約については、保証人が保証契約の無効を主張して保証を拒んだ場合、主債務者である学生のみが債務を負うため、学生の困窮や退学・除籍につながるおそれがある。

② 改正民法施行後も保証書等を改正しておらず、当局調査日現在において、様式の改正について検討予定又は検討中のもの

全国：10校 17事例
(うち、四国支局の事例：6校 13事例)

<事例>

保証人との個人根保証契約について、令和2年4月の改正民法施行後（平成29年6月の改正民法の公布からは3年以上が経過）、当局の調査日現在（四国内の学校は令和2年10月現在、その他の地域の学校は令和3年2月現在）、保証書等を改正していない。

これらの学校では、令和3年4月入学者の入学手続きに向けて保証書等の改正を検討予定又は検討中としている。

なお、四国内の一部の私立大学では、令和2年3月中の契約であれば、改正民法の施行前であることから、保証書等に極度額の記載は必須ではないが、保証人の保護を目的とした改正民法の趣旨を踏まえ、令和2年4月の入学者（令和2年3月手続）から、極度額（4年間の学費相当額400万円）を記載した保証書等を用いて保証契約を締結している例がみられた。

③ 改正民法の施行後に、保証書等を改めているものの、極度額が明確に記載されておらず、保証契約が無効となるおそれがあるもの

全国：2校 2事例
(うち、四国支局の事例：1校 1事例)

<事例>

学校が改正民法施行後に改めた保証書等では、「極度額は年間授業料相当額」と記載されている。

しかし、〇〇円と具体的な金額は記載されておらず、以下のような疑念がある。

- i) 年間授業料は変動する可能性あり
- ii) 1年間の授業料か複数年の授業料か不明
- iii) 初年度の年額授業料は入学手続案内で示されているが、当該金額が「年間授業料相当額」と同一の額であるか不明

このため、当該保証書等を用いて保証契約を締結しても、無効となるおそれがある。

3 まとめ

今回、25校（四国支局が調査したもの10校を含む。）が入学手続きに際して提出を求めている保証書等の記載内容について調査を行った。その結果、書面上では学校が求める具体的な保証内容が不明なものや、改正民法に対応していない保証契約を締結しているものなどの事例がみられ、全国的な課題であることがうかがえた。

このため、文部科学省は、保証人の責任を明確にし、その不安軽減を図るため、全国の国立大学に対し、保護者等に保証を求める場合には、四国支局のあっせん事項に掲げる次の措置を講ずるよう通知する必要がある。

- ① 保証人に求める金銭債務に係る保証内容や学生の身上に係る役割を保証書等に具体的に記載すること。
- ② 保証契約の種別に係る学校の認識が、保証書等の記述と異なっているものについては、保証書等の内容を見直すこと。
- ③ 改正民法の施行後に、無効な保証契約を締結しているものについては、改正した保証書等を用い、改めて保証契約等を締結すること。